

山鹿市立小中学校 I C T 支援員派遣業務委託に係るプロポーザル企画提案審査基準

1. 基本方針

本業務の受託者の選定にあたっては、「山鹿市立小中学校 I C T 支援員派遣業務委託仕様書」などの関係書類を基本としたうえで、提出された企画提案書の内容やプレゼンテーションでの説明、質疑応答から各提案者の次の項目について評価を行い、受託候補者の順位づけを行う。

- ① 業務の実施体制
- ② 業務の実績
- ③ 業務等の理解度・考え方
- ④ 企画提案の内容
- ⑤ 独自提案等
- ⑥ 見積価格

2. 各項目の評価の視点

(1) 業務の実施体制

- ① 事業者の経営方針及び本業務に関する基本方針
 - ・ 本業務の目的や学校における I C T 活用の必要性及び今後の方向性、現状と課題について的確に理解し、仕様に沿った基本方針となっているか。
- ② 業務遂行のための体制
 - ・ 支援員の管理監督及び業務全体の統括を行うことができる適切な人員配置となっているか。
 - ・ 教育委員会及び学校からの指示事項及び支援員の業務スケジュール等の連絡調整を的確かつ円滑に行うことができるか。
 - ・ 支援員の急な欠員や事故等が起きた場合の対応は適切か。
- ③ I C T 支援員に対するサポート体制（研修、ミーティング、指導事例や教材の提供等）
 - ・ I C T 支援員が学校の I C T 活用支援を十分に行えるように、どのようなサポートを行っているか。

(2) 業務の実績

I C T 支援員による学校の I C T 活用支援業務の経験・実績

- ・ 本業務を遂行するにあたり、十分な経験、実績を有しているか。

(3) 業務等の理解度・考え方

配置する I C T 支援員の資質・能力（I C T 支援員の採用方針及び採用時研

修)

- ・ 学校における I C T 活用を支援するのに十分な技能を身に付けているか。
- ・ 学校における I C T 活用の必要性及び今後の方向性、現状と課題について理解しているか。
- ・ 教職員及び児童生徒と積極的に関わる意欲及びコミュニケーション力があるか。
- ・ 教育の場における礼儀やマナーを身に付けているか。

(4) 企画提案の内容

I C T 支援員が学校に対して行う支援内容

- ・ 教職員の I C T 活用指導力のボトムアップを図るため、特に I C T 活用に不安感や苦手意識を持つ教職員への支援をどのように行うか。
- ・ 教職員の I C T 活用指導力を高めるために、どのような研修内容を提供できるか。
- ・ I C T 機器を授業で効果的に活用するため、どのような活用方法を提案できるか。また、紹介・作成できる教材にはどのようなものがあるか。
- ・ I C T 機器やデジタル教材に不具合や障害が発生した場合に、どのような支援ができるか。

(5) 独自提案等

学校における効果的な I C T 活用についての独自提案

- ・ 児童生徒の情報活用能力や学力の向上のため、I C T をより効果的に活用する独自の提案はあるか。 ※見積金額内で実現可能な内容とする。

(6) 見積価格

参考見積価格による採点

- ・ 提案価格が最も低い額を満点（15点）とし、2位以下は1位との比率を用いて算出する。（小数点第1位は切り捨て）
〔1位の見積価格／提案者の見積価格 × 15点 = 提案者の点数〕

3. 配点

審査は、100点を満点とし、評価項目別に次のように配点する。

| 評価項目 | 配点（満点時） |
|---------------|---------|
| ① 業務の実施体制 | 20点 |
| ② 業務の実績 | 15点 |
| ③ 業務等の理解度・考え方 | 20点 |
| ④ 企画提案の内容 | 20点 |

| | |
|---------|------|
| ⑤ 独自提案等 | 10点 |
| ⑥ 見積価格 | 15点 |
| 合 計 | 100点 |

4. 評価

評価の際には、項目ごとの審査基準を参考とし、審査項目ごとに6段階で評価を行う。評価の際には「普通」を基準として、それよりもどの程度優れているか、劣っているかを判断するものとする。

ただし、「3. 配点 ⑥見積価格」については、「2. 各項目の評価の視点 (6) 見積価格」による採点とする。

| 評 値 | 配点が 15 点の場合 | 配点が 10 点の場合 | 配点が 5 点の場合 |
|--------------|-------------|-------------|------------|
| 大変優れている | 15点 | 10点 | 5点 |
| 優れている | 12点 | 8点 | 4点 |
| 普通である | 9点 | 6点 | 3点 |
| 劣る | 6点 | 4点 | 2点 |
| 大変劣る | 3点 | 2点 | 1点 |
| 評価できない又は記載なし | 0点 | 0点 | 0点 |

5. 受託候補者の決定方法

審査委員の採点により選定する。最高得点を取得したものが2者以上の場合は、見積金額が低いものを選定する。

参加表明が1者のみの場合は、採点が審査委員数×60点を達成していれば選定する。達成していない場合は要件水準を満たしていないものとして、受託候補者としない。

6. その他留意事項

- (1) 審査委員への接触は、直接、間接を問わず禁じているので、万が一、接触があった場合には、審査委員は事務局に連絡するものとする。
- (2) 審査においては、提案者の提案作製技術によらず、提案内容の優劣について審査するものとする。